

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、人事院規則において国家公務員の新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例が廃止された。

このことを鑑み、本組合職員の新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当における防疫等作業手当の特例について、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を廃止するもの。

3 他自治体の類似する政策等

県内の消防業務を所管する自治体等においても、必要な措置が行われている又はその見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

人事院規則 9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 9-129-6）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表